

資料 10

【協議事項】

- (1) 県保健医療計画の中間見直し及び進捗管理について

鹿児島県保健医療計画（圏域編）の中間見直しについて

1 計画全体と「圏域編」の位置づけ

県保健医療計画（第8次計画：令和6年～11年度）は、医療法に基づき本県の保健医療提供体制の確立を目指す基本的方策を定めたものであり、県民の保健医療ニーズの多様化や、人口減少、高齢化に伴う医療需要の変化、医療従事者の確保や医師の働き方改革に伴う対応、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題等を踏まえ策定している。

二次医療圏ごとの具体的な方策については、「圏域編」として県計画に一本化している（資料10-2、10-3参照）

「圏域編」の策定及び進捗管理を行うため、鹿児島市保健所と地域振興局・支庁ごとに保健医療等の関係者で構成する地域保健医療福祉協議会を設置している。

2 保健医療計画の中間見直しについて

県保健医療計画は、医療法に基づき概ね5年ごとに見直しを行ってきたが、「第7次保健医療計画」（H30年3月策定）以降は、医療法の改正により計画期間が6年となり、併せて中間見直しを行うこととなった。

しかし、第7次計画の中間見直しは、新型コロナウイルス感染症の影響により範囲を限定し、地域医療連携計画（第8次から「圏域編」）については中間見直しを実施しなかった。

現行の第8次計画は、令和8年度に初めて「圏域編」を含めた中間見直し作業を実施する予定である。これに向け、令和7年度は「見直しのための進捗確認」の年として位置づけられる。

3 中間見直しのスケジュール

P3「中間見直しスケジュール」のとおり

令和8年度に中間見直しを行うことから、令和7年度は見直しに向けた準備の年度と位置づけ、次年度見直しを念頭に置いた進捗管理を行うこととしている。